

第3節 案件形成

① 案件形成実施状況

(1) 事業概要と実績

① 案件形成事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

JICAにおける案件形成事業は、1988年度に「援助効率促進事業」として開始された。JICAの独立行政法人化に伴って、JICAにおいてはより効率的な予算執行のため、従来の「援助効率促進費」を核に、援助の実施前段階における効果的な案件準備・計画策定に資するべく、2004年度に案件形成、調査研究・分析等に関する経費を「国・課題別計画策定経費」に統合するとともに制度の見直しを行った。

また、JBICにおいては、開発途上国政府による案件形成を促進、支援するために、1988年度に開始された「案件形成促進調査(SAPROF)」の調査業務を実施してきた。

2003年8月に改定された政府開発援助(ODA)大綱では、日本の援助政策と被援助国の開発戦略の調整を図り、開発途上国の開発戦略の中で日本の援助が十分活かされるようにすることが求められている。主体的な案件形成の重要性は増しており、国際機関や他ドナー等とも連携を強化しつつ、相手国の開発課題を的確に分析し、効果的な援助を実施していくことが必要となってきた。

そのような中で上記のJICAおよびJBICによる案件形成事業については、2008年10月の新JICAの発足を機に、案件実施準備段階の機動性・迅速性を確保すると共に、技術協力、有償資金協力および無償資金協力3スキームの相乗効果を発現するために共通の調査プロセスとして創設された「協力準備調査」制度に一元化された(本編137ページ囲み4「新JICAの発足」も参照)。

2. 事業の仕組み

◆概要◆

日本の政府開発援助政策・戦略を踏まえ、また、開発途上国のニーズや複雑化・高度化する開発課題に的確に対応した協力を重点的かつ効果的に実施するため、援助の実施準備段階において、「協力準備調査」を用いて以下の事業を行う。

- ① 特定の開発目標達成を支援するための協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオの形成
- ② 個別案件の形成、基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性等の確認

◆決定プロセス◆

- JICAは、相手国の開発方針、日本の政策やJICAの実施方針等を踏まえ、対象国および対象分野・課題の優先度、緊急度、効果、予算等の観点から総合的に検討を行い、案件形成事業の実施が必要とされる開発課題を特定して、協力準備調査を計画し、外務省と協議の上、その結果を踏まえて実施を決定する。
なお、協力準備調査の実施にあたっての基本的な考え方は以下のとおり。
- 各被援助国に対する重点分野の中で、被援助国の開発計画・戦略や被援助国政府との政策協議の結果を踏まえて開発課題を整理・分析し、日本が協力を行う必要がある開発課題等を特定する。
- 特定された開発課題に対し、3スキームの相乗効果の発現を念頭に、各援助手法の最適運用を踏まえた案件形成を図る。
- 新政府開発援助中期政策等において援助案件の形成・選定では現地ODAタスクフォースの主

導的役割がうたわれていることを踏まえ、現地 ODAタスクフォースの意向を可能な限り尊重する。

3. 最近の活動内容

◆ 概 要 ◆

2007年度に、JICAは90か国、298開発課題に対して案件形成事業(技術協力、無償資金協力を想定)を実施した。また、JBICは29件の案件形成促進調査(有償資金協力を想定)を実施した。

(参考)

2007年度にJICAが実施した案件形成事業の地域別実績は以下のとおり。

地 域	国 数	案件形成を実施した開発課題数
ア ジ ア	26	104
大 洋 州	7	10
中 南 米	18	60
ア フ リ カ	22	87
中 東	12	32
欧 州	5	5
合 計	90	298